

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社女屋スポーツ工事 (法人番号2070001000676)
業者の住所 : 群馬県前橋市三俣町3-13-3
- 2 指名停止措置期間 : 令和3年8月26日 から 令和4年1月25日 (5か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 有資格業者である上記法人のの代表取締役は、群馬県前橋市発注の公園遊具整備工事の入札に関し、前橋市職員から事前に予定価格の情報を入手し、その情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年4月7日、公契約関係競売入札妨害容疑で群馬県警に逮捕された。また、別の公園遊具整備工事の入札に関しても、事前に予定価格の情報を入手し、その情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年4月27日、公契約関係競売入札妨害容疑で群馬県警に再逮捕され、令和3年5月17日、公契約関係競売入札妨害の罪で、前橋地方裁判所に起訴された。さらに、予定価格漏えいの便宜を受けたい趣旨及びその謝礼として、前橋市職員にビール券を贈ったとして、令和3年5月17日、贈賄容疑で群馬県警に再逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内